

「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議
の開催について」の一部改正について

令和 7 年 ○ 月 ○ 日
国際的に脅威となる
感染症対策の強化
のための国際連携等
関係閣僚会議
決 定 案

国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議の開催について（平成27年9月11日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）の一部を次のように改正する。

第2項中「外務省国際協力局審議官」を「外務省国際協力局審議官（同審議官が置かれていない場合にあっては外務省国際協力局参事官）」に改める。

附 則

この規程は、令和7年○月○日から施行する。